

令和6年8月6日

北海道赤井川村「宿泊税」の新設

北海道赤井川村から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される赤井川村宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道赤井川村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 2万円未満の場合・・・200円 (2) 2万円以上の場合・・・500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 約41.6百万円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊8,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	(平年度) 約1.5百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和6年 3月 6日 赤井川村議会にて条例案可決
- ・令和6年 5月 17日 総務大臣協議
- ・令和6年 8月 6日 総務大臣同意
- ・令和7年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。